

平成24・25年度青森県建設工事競争

入札参加資格審査申請の手引

(定期の資格審査用)

(経常建設共同企業体、特例事業協同組合用)

青森県

平成23年12月

目 次

第1 建設工事競争入札参加資格審査申請の概要

1	概要	3
2	平成24・25年度資格審査における主な改正点	3
3	用語の定義	4
4	手続の流れ	4
5	経常建設共同企業体への発注対象工事	4
6	申請できる要件	4
7	申請できる業種	6
8	申請の受付期間	6
9	入札参加資格の有効期間	7
10	資格審査及び等級決定の概要	7
(1)	資格審査の方法	7
(2)	等級決定に係る総合点の算出	7
(3)	完成工事高による等級決定	7
(4)	総合点と有資格技術職員数による等級決定	7
11	審査結果の公表・通知	9
12	入札参加資格の取消	9
13	申請書提出後の変更等	9
(1)	変更届	9
(2)	資格辞退届	9
(3)	建設業許可の失効	10
14	個人情報の取扱い	10

第2 申請書類の作成要領と審査要領

1	様式の入手方法	11
2	提出書類一覧	11
3	申請書等記載要領	13
(1)	「提出書類一覧」の記載要領	13
(2)	「競争入札参加資格審査申請書（建設工事）」（別記様式）の記載要領	13
4	資格審査の審査要領・提出書類	13
(1)	経営事項審査関係	13

(2) 青森県税関係	14
(3) 労働保険関係	15
(4) 社会保険関係	15
(5) 消費税及び地方消費税関係	16
(6) 有資格技術職員数関係	16
5 等級決定に係る発注者別評価点の審査要領と提出書類	17
(1) 発注者別評価点項目一覧	17
(2) 主観的査定要素申告書（第1号様式）	18
(3) 工事成績点（県内建設業者用）関係	18
(4) 建設業労働災害防止協会への加入関係	19
(5) 労働安全衛生マネジメントシステム関係	19
(6) ISO9001関係	20
(7) 環境マネジメント関係（ISO 14001、エコアクション 21）	20
(8) 災害対応協力業者関係	20
(9) 建設業に係る常勤職員数関係	21
(10) 新分野事業への進出関係	21
(11) 新規学卒者継続雇用関係	22
(12) 障害者雇用関係	23
(13) 工事に係る第三者賠償責任補償保険への加入関係	23
(14) 除雪業務の受託関係	24
(15) 指名停止関係	24
6 その他の提出書類	25
(1) 特例事業協同組合役員名簿（第8号様式）	25
(2) 特例事業協同組合調書（第9号様式）	25
(3) 経常建設共同企業体調書（第10号様式）（経常JV）	25
(4) 官公需適格組合証明書	25
(5) 経常JVの結成に係る協定書の写し	25

第3 提出方法その他

1 提出方法	26
(1) 提出部数	26
(2) 提出体裁	26
(3) 提出方法	26
(4) 返信用封筒の同封	26
(5) 受付確認はがきの同封	27
2 よくある質問	28

第1 建設工事競争入札参加資格審査申請の概要

1 概要

この手引では経常建設共同企業体及び特例事業協同組合の入札参加資格申請及び資格審査について解説します。

平成24年7月1日から平成26年6月30日までの青森県が行う建設工事の競争入札に参加しようとする者で定期の資格審査を受けようとする者は、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号）及びこの手引に定めるところにより、申請の受付期間内に競争入札参加資格審査の申請を行ってください。

2 平成24・25年度資格審査における主な改正点

主な改正点は次のとおりです。詳細はこちらの URL をご覧ください。

http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/shikakuseidokaisei_setsumeikai_shiryou.xls

(1) 資格審査の申請

- ① 定期の資格審査の申請が、『1年に1回』から『2年に1回』に変わります。
- ② 名簿登載業者からの希望により中間年に『資格の再審査』を行い、等級格付に反映させます。

(2) 格付業種・等級区分

- ① 等級の格付けは『7業種（土木一式工事・建築一式工事・電気工事・管工事・鋼構造物工事・舗装工事・造園工事）』のみ行います。等級の格付けを行わない21業種については、『資格の認定（等級名簿登載）』のみ行います。
- ② 格付けを行う業種の等級区分が、『4段階』から『3段階』へ変わります。
 - ・土木一式工事及び建築一式工事の等級：『特A級・A級・B級・C級』→『特A級・A級・B級』
 - ・その他の5業種の等級：『A級・B級・C級・D級』→『A級・B級・C級』

(3) 技術者の参加資格要件

全ての業種において技術職員を2人以上有していないと申請することができなくなりました。

- ① 土木一式工事及び建築一式工事：有資格技術職員が2人以上
- ② その他の工事：有資格技術職員又は実務経験による技術職員が2人以上

(4) 工事施工能力審査基準（※県内建設業者のみ適用）

- ① 合併等企業の優遇措置
合併等を行った企業について、合併から2度目の定期の資格審査まで、合併後の総合評定値通知書の総合評定値（P）に、『10%に相当する値を加算』します。
- ② 新規学卒者雇用
加対象としている新規学卒者の雇用の基準が、『卒業後1月以内の者』から『卒業後3年以内で、1年以上継続して同一事業主の下で正規雇用された経験がない者』に変わります。
- ③ 障害者雇用
障害者の雇用について、『雇用者1人につき5点（上限15点）を加点』することとします。

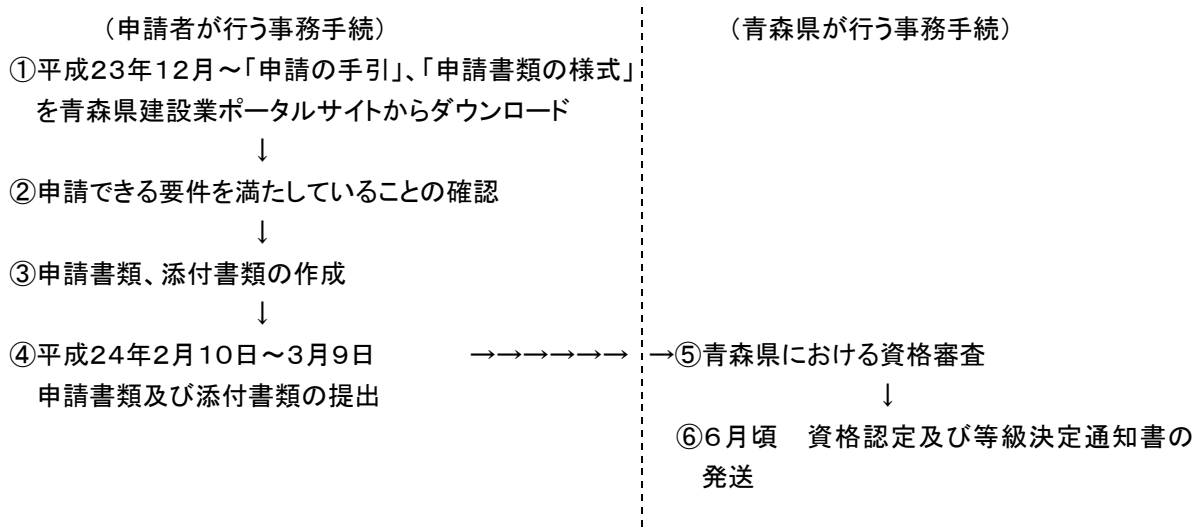
(5) その他

- ① 工事成績点（県内建設業者用）関係について、国の発注者の対象が拡大されました。
東北地方整備局→国土交通省、東北農政局→農林水産省、東北防衛局→防衛省
- ② 工事成績一覧表（県内建設業者用）（第6号様式）については、契約書（変更契約書も併せて）及び工事成績評定点がわかる書類の写しを添付することとなりました。

3 用語の定義

- ①建設業者 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者です。
- ②県内建設業者 青森県内に本店を有する建設業者です。
- ③県外建設業者 県内建設業者以外の建設業者です。
- ④営業所 建設業法第3条の営業所で本店又は支店など常時建設工事の請負契約を締結する事務所(請負契約の見積、入札、契約締結等の実質的な行為を行う事務所)です。
- ⑤経営事項審査 建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項についての審査です。
- ⑥経営事項審査の総合評定値 経営事項審査を受けた後に、許可行政庁から通知される総合評定値(P点)の通知書です。
- ⑦基準日 「平成24年2月1日」です。

4 手続の流れ



5 経常建設共同企業体への発注対象工事

土木一式工事は請負工事設計額が概ね 4500 万円以上、土木一式以外の業種は請負工事設計額が概ね 1500 万円以上の工事が発注対象工事です。

6 申請できる要件

(1) 申請できる要件

経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)の全構成員は、次に掲げるア及びイの要件のすべてに、特例事業協同組合(以下「特例組合」という。)及び当該組合の審査対象組合員は、ア及びウの要件のすべてに該当していなければ申請できません。

ア 共通要件(経常JV及び特例組合)

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後3年以内で知事が定める期間を経過しない者に該当しないこと。
- (ウ) 申請に際し、重要な事項について記載するとともに重要な事実を申告し、かつ、その内容が虚偽でないこと。
- (エ) 申請しようとする業種について、建設業法第3条第1項の規定による建設業許可を受けていること。
- (オ) 申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、か

つ有効な(当該経営事項審査の基準となった決算年月日から1年7か月以上経過していない)総合評定値の通知を受けていること。有効な経営事項審査の総合評定値通知書が2以上ある場合は、そのうちの最新のものに限る。

(カ)青森県内に事務所又は事業所を有する者は、申請を行うときに青森県の県税に未納がないこと。

(キ)労働保険及び社会保険に加入し、かつその保険料の未納がないこと並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと

(ク)申請しようとする業種と同種の建設工事について施工実績があること(下請負人としての実績を含む。)

(ケ)申請しようとする業種に対応する建設業の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場ごとに専任で配置することができること。

(コ)申請しようとする全ての業種において技術職員が2人以上いること。土木一式工事又は建築一式工事を申請する場合においては、次に掲げる国家資格を有する技術職員が工事の種類ごとに2人以上いること。その他の業種においては、有資格技術職員又は実務経験による技術職員が2人以上いること。

○土木・建築における国家資格の一覧 ※工事の種類ごとに2人以上いること。

工事の種類	国 家 資 格	
土木一式工事	一級技術職員	一級建設機械施工技士、一級土木施工管理技士、技術士（技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業土木」に限る。）、森林部門（選択科目「森林土木」に限る、水産部門（選択科目「水産土木」に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」に限る。）とする者
	二級技術職員	二級建設機械施工技士、二級土木施工管理技士（種別「土木」に限る。）
建築一式工事	一級技術職員	一級建築施工管理技士、一級建築士
	二級技術職員	二級建築施工管理技士（種別「建築」に限る。）、二級建築士

○地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

①契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

②競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

③落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

④地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

⑤正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

⑥この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

イ 個別要件(経常JV)

- (ア) 共同施工方式(甲型共同企業体)であること。
- (イ) 構成員の数が2又は3であること。
- (ウ) 各構成員の出資比率が、構成員が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。
- (エ) 代表者が構成員の中から選定されていること。
- (オ) 各構成員が次に掲げる要件のすべてに該当すること。
 - ① 青森県内に主たる営業所を有していること。
 - ② 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者に該当すること。
 - ③ 他の経常JVの構成員になっていないこと。
 - ④ 資格審査申請しようとする建設業の許可業種について、構成員が単体として青森県建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。
 - ⑤ 資格審査申請しようとする建設業の許可業種について、建設業許可を有しての営業年数が3年以上(相当の施工実績を有し確実に円滑な共同施工が確保できると認められるときは、1年以上)あること。

ウ 個別要件(特例組合)

- (ア) 審査対象組合員は、当該組合の組合員であること。
- (イ) 審査対象組合員は、当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。
- (ウ) 審査対象組合員は、申請しようとする業種ごとに10を限度とすること。

7 申請できる業種

申請できる業種は、建設業法別表第一に掲げる建設工事の種類と同じ28種類です。

コード	略号	建設工事の種類	コード	略号	建設工事の種類
01	土	土木一式工事	15	板	板金工事
02	建	建築一式工事	16	ガ	ガラス工事
03	大	大工工事	17	塗	塗装工事
04	左	左官工事	18	防	防水工事
05	と	とび・土工・コンクリート工事	19	内	内装仕上工事
06	石	石工事	20	機	機械器具設置工事
07	屋	屋根工事	21	絶	熱絶縁工事
08	電	電気工事	22	通	電気通信工事
09	管	管工事	23	園	造園工事
10	タ	タイル・れんが・ブロック工事	24	井	さく井工事
11	鋼	鋼構造物工事	25	具	建具工事
12	筋	鉄筋工事	26	水	水道施設工事
13	ほ	ほ装工事	27	消	消防施設工事
14	しゆ	しゆんせつ工事	28	清	清掃施設工事

8 申請の受付期間

平成24・25年度定期の資格審査の申請の受付期間は次のとおりです。

平成24年2月10日(金)～平成24年3月9日(金)

(郵便の場合、消印有効とします。)

9 入札参加資格の有効期間

定期の資格審査によって認定された入札参加資格の有効期間は次のとおりです。

平成24年7月1日～平成26年6月30日(2年間)

10 資格審査及び等級決定の概要

(1) 資格審査の方法

4ページ記載の「申請できる要件」をすべて満たしているか審査します。

- ① 経常建設共同企業体の場合は、すべての構成員の申請内容を考慮して審査を行います。
- ② 特例事業協同組合の場合は、事業協同組合の経営の内容等に加えて、組合員である建設業者のうち最大10社の審査対象組合員の申請内容を考慮して審査を行います。

(2) 等級決定に係る総合点の算出

総合点 = ① 経営事項審査の総合評価値 + ② 発注者別評価点

- ① 経営事項審査の総合評価値：有効な(審査基準日から1年7月を経過していない)直近の経営事項審査の総合評価値(P点)。有効な通知書が2以上ある場合は、そのうちの最新のものの総合評価値を使用します。
- ② 発注者別評価点：発注者別評価点項目一覧に掲げる項目のうち該当するものの合計点。

(3) 完成工事高による等級決定

① 土木一式工事又は建築一式工事

経営事項審査の総合評価値通知書に記載された年間平均完成工事高が、

- ・1000万円以上の場合、総合点及び有資格技術職員数により等級決定。
- ・1000万円未満の場合、等級はB級。

② その他の業種

経営事項審査の総合評価値通知書に記載された年間平均完成工事高が、

- ・300万円以上の場合、総合点により等級決定。
- ・300万円未満の場合、等級はC級。

※8ページ参照

※①、②ともに2年平均、3年平均、消費税抜き、消費税込みにかかわらず経営事項審査の総合評価値通知書に記載された年間平均完成工事高の数値を使用します。

(4) 総合点と有資格技術職員数による等級決定

総合点により等級の決定を行います。また、土木一式工事及び建築一式工事については総合点と有資格技術職員数と併せて等級を決定します。

① 総合点による等級決定の基準点は、平成23年6月頃に公表する予定です。

② 有資格技術職員数による等級決定の基準

工事の種類	等級	一級技術職員数	一級技術職員数と 二級技術職員数の合計
土木一式工事	特A級	5人以上	10人以上
	A級	—	3人以上
	B級	—	2人以上
建築一式工事	特A級	4人以上	8人以上
	A級	—	3人以上
	B級	—	2人以上

(参考)完成工事高による基準の等級決定の例

経営規模等評価結果通知書

総合評定値通知書

〒xxx-xxxx

青森県青森市長島一丁目一番一号

青森建設(株)

〇〇 〇〇 殿

青森県知事

審査基準日

電話番号

市区町村コード

資本金額

完成工事高/売上高(%)

行政庁記入欄

許可 xx-xxxxxx号

平成21年3月31日

017-xxx-xxxx

xxxx

xxxxx

xxx.x

[金額単位:千円]

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						
			年平均	評点(X1)	元請完成工事高 2年平均	技術職員数					評点(Z)
						一級	(講習受講)	基幹	二級	その他	
	010土木一式		12,000		12,000>10,000 → 等級は総合点及び技術職員数により決定						
	011プレストレストコンクリート										
	020建築一式		9,500		9,500<10,000 → 等級はB級						
	030大工										
	040左官										
	050とび・土工・コンクリート		2,500		2,500<3,000 → 等級はC級						
	051法面処理										
	060石										
	070屋根										
	080電気		5,000		5,000>3,000 → 等級は総合点により決定						
	090管										
	100タイル・れんが・ブロック										
	110鋼構造物										
	111鋼橋上部										
	120鉄筋										
	130い装										
	140ゆんせつ										
	150板金										
	160ガラス										
	170塗装										
	180防水										
	190内装仕上										
	200機械器具設置		4,000		4,000>3,000 → 等級は総合点により決定						
	210熱絶縁										
	220電気通信										
	230道園										
	240さく井										
	250建具										
	260水道施設										
	270消防施設										
	280清掃施設										
	その他										
	合計										

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額		
利益額		
評点(X2)		xxx

経営規模等評価の結果
総合評定値を通知します。
平成 xx年 xx月 xx日

青森県知事 三 村 申 吾

その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険及び厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働福祉の状況		xx
営業年数	xx年	
建設業の営業年数		xx
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の状況		xx
営業停止処分の有無		
指示処分の有無		
法令遵守の状況		xx
監査の受審状況		
公認会計士等の数		
二級登録経理試験合格者の数		
建設業の経理の状況		xx
研究開発費		
研究開発の状況		xx
評点(W)		xxx

1.1 審査結果の公表・通知

資格審査の結果、建設工事競争入札参加資格が認定された場合は、審査結果（資格の認定と等級の決定）を通知するほか、青森県建設業ポータルサイトで公表します。

（URL <http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/> → 工事の情報 → 入札参加資格）

1.2 入札参加資格の取消

資格の認定後、競争入札参加資格審査申請又は経営事項審査申請において重要な事項について虚偽の記載又は重要な事実の申告を行わなかったこと等が判明した場合は、資格の認定を取り消します。

契約違反、安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合、その他法令違反行為等の要件に該当するときは、期間を定めて指名停止の措置を行います。

1.3 申請書提出後の変更等

(1) 変更届

入札参加資格申請書を提出した後に申請内容に変更があった場合は、変更届を提出してください。

様式は青森県建設業ポータルサイトから入手することができます。

（URL <http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/> → 工事の情報 → 入札参加資格）

（変更届が必要な事項）

変更事項	添付書類（写し可）
商号又は名称、代表者の氏名、所在地 ※代表者の変更の際は、氏名のフリガナ及び生年月日を記載すること。	登記事項証明書
電話番号、FAX番号	なし
建設業許可（認定業種に係る許可（般⇔特）、許可換え（知事⇔大臣許可））	建設業許可指令書（通知書）又は建設業許可証明書
青森県内にある支店、営業所の新設、廃止、移転	建設業許可の変更届出書（許可行政庁の収受印のあるもの）

（変更届が不要な事項）

代表者を除く役員の氏名、支店長の氏名、資本金額、自己資本額、職員数の変更、建設業許可の更新をしたこと、経営事項審査の結果通知書の更新をしたこと。

（年間委任状について）

代表者、支店長等受任者の変更等に伴う年間委任状の変更手続きについては、入札参加資格の届出事項ではないため、青森県庁監理課ではなく、入札及び契約事務の権限を有する各発注機関（出先機関等）へ提出してください。また、代表者、支店長等受任者の変更等に伴う電子入札用ICカードの変更手続きについては、青森県電子入札ホームページ

（http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/e-nst_index.html）をご覧ください。

(2) 資格辞退届

資格の認定を受けた後、経常JVの構成員又は特例組合が入札参加資格を辞退する場合は、資格辞退届を提出してください。

様式は青森県建設業ポータルサイトから入手することができます。

（URL <http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/> → 工事の情報 → 入札参加資格）

（注）建設業許可の廃業届とは別に手続きが必要です。

(資格辞退届が必要な事項)

届出事由	届出人	添付書類(写し可)
入札参加資格者の死亡	相続人代表	印鑑証明書、戸籍謄本
法人の合併による消滅	役員であった者	印鑑証明書、登記事項証明書
法人の破産による解散	破産管財人	管財人選任通知の写し
法人の合併又は破産以外の事由による解散	清算人	印鑑証明書、登記事項証明書
入札参加資格の辞退(全部・一部)	法人の代表者 個人事業主本人	なし

(3) 建設業許可の失効

経常 JV の構成員又は特例組合の建設業許可が失効した場合は、入札参加資格も失効します。

(参考)電子入札システム

競争入札参加資格が認定された後、電子入札システムで利用者登録を行うことで、入札に参加する際、電子入札を行うことができるようになります。詳細は、青森県の電子入札ホームページをご覧ください。

URL http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/e-nst_index.html

1 4 個人情報情報の取扱い

青森県建設工事入札参加資格審査申請に係る個人情報については、次のとおり利用します。

- ①入札参加資格審査申請の審査事務
- ②青森県建設工事入札参加資格名簿に登録された者に対する指導監督等の事務
- ③行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項及び青森県個人情報保護条例第9条第2項の規定による次の利用又は提供
 - ・本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ・国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ・実施機関がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ・他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ・他の実施機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は実施機関以外の県の機関が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ・専ら統計の作成又は学術研究の目的のための提供するとき
 - ・本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - ・その他提供することについて特別の理由があるときの提供

第2 申請書類の作成要領と審査要領

1 様式の入手方法

インターネットで次のサイトから申請書類の様式がダウンロードできます。

青森県建設業ポータルサイト

<http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>

トップメニュー→工事の情報→入札参加資格→定期受付(申請書類の様式)

インターネットに接続できないなどの理由により青森県建設業ポータルサイトからダウンロードできない場合は、様式の郵送を希望することができます。その場合は、様式の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「建設工事競争入札参加資格審査の申請様式希望」と赤字で明記し、返信用封筒(200円切手を貼付けしたA4判が折らずに入る角形2号332×240 mm に返信先の宛名を記入したもの)、青森県庁監理課へ送付してください。

2 提出書類一覧

◎は必須提出、空欄は該当する場合または希望する場合に提出

書類 番号	申請書及び添付書類	経常 JV	特例 組合	備考
1	提出書類一覧	◎	◎	
2	競争入札参加資格審査申請書(別記様式)	◎	◎	
3	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	◎	◎	
4-1	青森県の県税の納税証明書(青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用)の原本(専用様式)	◎	◎	
4-2	個人住民税の納税証明書(個人事業者)			
5-1	労働保険料申告書の写し 又は労働保険組合の納入通知書の写し (平成23年度分)	◎	◎	
5-2	労働保険料の領収書の写し (平成23年度分)	◎	◎	書類番号5-1の労働保険料申告書に対応する全ての領収書の写し(3期に分納していれば、3期分の領収書の写し)
6	社会保険料の納入確認書の原本又は領収書の写し(納入確認書は参考様式あり)	◎	◎	直前12か月分
7	適用を受けないことの申立書(参考様式)			個人事業主等で社会保険、労働保険の適用を受けない場合、提出。
8	消費税及び地方消費税の納税証明書の原本	◎	◎	(法人…納税証明書様式その3の3、個人…その3の2)
9	主観的査定要素申告書(第1号様式)			書類番号10～18の各項目のいずれ

				かに該当している場合、提出。
10	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し			
11	COHSMSの評価証の写し、又はOHSAS18001の適合証明書等の写し			
12	ISO9001の登録証等の写し			
13	ISO14001の登録証等の写し			
14	エコアクション21の登録証の写し			
15	新分野進出申告書(第3号様式)			
16	新規学卒者継続雇用申告書(第4号様式)			
17	障害者雇用申告書(第5号様式)			
18	第三者賠償責任補償保険加入証明書(参考様式)			
19	技術職員調書(第2号様式)			申請時点の技術職員が経審の技術職員と異なる場合、提出。
20	工事成績一覧表(県内建設業者用)(第6号様式)			県の公社等、国土交通省、農林水産省、防衛省発注工事からの工事を受注している場合、提出。
21	特例事業協同組合役員名簿(第9号様式)	—	◎	
22	特例事業協同組合調書(第10号様式)	—	◎	
23	経常建設共同企業体調書(第11号様式)	◎	—	
24	官公需適格組合証明書の写し	—	◎	
25	経常建設共同企業体の結成に係る協定書の写し	◎	—	
26	返信用封筒(審査結果通知書送付用)	◎	◎	角2号封筒、120円切手要貼付、返信先宛名記載、許可番号記載
27	受付確認はがき(50円切手貼付)			受付確認を希望する場合、提出。

「単体」としても24・25年度入札参加資格審査申請している方は、原本提出を求めている書類については写しても結構です。

3 申請書等記載要領

提出書類については、必ず申請書類の記入例を参照して記載してください。記載に当たっては、手書きではなく、申請書類ファイルの様式にパソコン上で入力したものを印刷して提出してください。（パソコンを使用する環境にない場合は、手書きでも可。）

また、すべての申請書類において許可番号は許可指令書の記載スタイルではなく、経営事項審査の総合評定値通知書の右肩にある許可番号の記載スタイルで記載してください。

（例）

建設業許可指令書の許可番号の記載スタイル	青森県知事許可(特-18)第88888号
	↓
経営事項審査総合評定値通知書の記載スタイル	02-088888
（＝入札参加資格申請の申請書類で使用する許可番号の記載スタイル）	

(1) 「提出書類一覧」の記載要領

- ・提出が必要な方…すべての経常 JV 又は特例組合
 - ・提出書類……………様式「提出書類一覧(県内建設業者用)」
- 提出書類一覧の書類番号に提出したものに○印をしてください。
申請書類の表紙として1ページ目になるようにしてください。

(2) 「競争入札参加資格審査申請書(建設工事)」（別記様式）の記載要領

- ・提出が必要な方…すべての経常 JV 又は特例組合
 - ・提出書類……………様式「競争入札参加資格審査申請書(建設工事)（別記様式）」
- 建設業許可番号を記入していることを必ず確認してください。

競争入札参加資格審査申請書(建設工事)の注意書きにある「新規」とは、申請時点で平成23年度青森県建設業者等級名簿に登録されていない建設業者が申請することをいい、「更新」とは平成23年度青森県建設業者等級名簿に登録されている建設業者が申請することをいいます。

4 資格審査の審査要領・提出書類

(1) 経営事項審査関係

ア 審査要領

経常 JV の全ての構成員又は特例組合及び当該特例組合の全ての審査対象組合員が申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、かつ申請日現在で有効な(当該経営事項審査の基準となった決算年月日から1年7か月以上経過していない)総合評定値の通知を受けていること。

なお、新基準(平成23年4月1日改正)による総合評定値の通知を受けていることが必要です。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…経常 JV の全構成員、特例組合及び全ての審査対象組合員
- ・提出書類……………経営事項審査の総合評定値通知書の写し

※ 単体の建設業者として、別途申請している者の分の書類は写しで可。

※ 申請業種につき経営事項審査を受審していることが必要です。新基準(平成23年4月1日改正)による審査を受けたもので、申請日現在で審査基準日から1年7か月を経過していない経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出してください。該当する通知書が2つ以上ある場合は、そのうちの最新のものを提出してください。

(2) 青森県税関係

ア 青森県税関係

(ア) 審査要領

経常 JV の全ての構成員又は特例組合及び当該特例組合の全ての審査対象組合員が青森県税に滞納がないこと。

(イ) 提出書類

- ・提出が必要な方…経常 JV の全構成員、特例組合及び全ての審査対象組合員
- ・提出書類……………納税証明書(青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用)(様式あり)

※ 単体の建設業者として、別途申請している者の分の書類は写しで可。

青森県の地域県民局長が発行した青森県の県税に未納がないことの納税証明書の原本を1部提出してください。証明年月日は、申請日以前30日以内のものとします。

県税の納税証明書は「青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用」の専用様式を使って発行されたものとします。

青森県内に事務所又は事業所を設置して最初の決算期が未到来の場合でも、同様に納税証明書の発行を受けて下さい。

○県が発行する納税証明書の証明願いの手続

次の書類を所轄の地域県民局県税部へ提出してください。

提出書類	摘 要
納税証明願 (青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用)	必要事項を記入し、証明手数料として青森県収入証紙400円分を貼付する。 申請人本人(法人の場合は代表者)以外の家族、従業員が申請手続を行う場合は、代理人扱いとなるので、委任の欄に記入、押印をする。その場合、代理人の本人確認資料及び委任者の印鑑登録証明書の原本が必要(郵送申請の場合は、本人確認資料写し及び委任者の印鑑登録証明書原本を添付)。
納税証明書(同上)	必要事項(交付申請人の欄)を記入する。
本人確認資料	申請手続を行う者の運転免許証、健康保険被保険者証等が必要(郵送申請の場合は、写しを添付)。
返信用封筒 (郵送交付希望の場合)	証明内容の確認に時間(1～2日)を要する場合があるため、郵送による交付を希望する場合は、返信用封筒(返信先記入、所要の金額の切手貼付)を申請時に提出する。

提出先	電話番号	住 所
東青地域県民局 県税部管理課	017-734-9970(直通)	〒030-8530青森市新町2-4-30 青森県庁北棟
中南地域県民局 県税部管理課	0172-32-1131(内線211)	〒036-8345弘前市蔵主町4 県合同庁舎
三八地域県民局 県税部管理課	0178-27-5111(内線211)	〒039-1101八戸市尻内町鴨田7 県合同庁舎
西北地域県民局 県税部納税管理課	0173-34-2111(内線203)	〒037-0046五所川原市栄町10 県合同庁舎
上北地域県民局 県税部納税管理課	0176-22-8111(内線203)	〒034-0093十和田市西十二番町20-12 県合同庁舎

下北地域県民局 県税部納税管理課	0175-22-8581（内線203・204）	〒035-0073むつ市中央1-1-8 県合同庁舎
---------------------	-------------------------	------------------------------

イ 市町村税関係

（ア）提出書類

- ・提出が必要な方…個人事業主で青森県内に居住する者
- ・提出書類……………市町村が発行する個人住民税の納税証明書の原本
個人住民税の納税証明書については、所管する市町村が発行します。納税証明書の様式の入手方法等については、所管する青森県内の市町村にお問い合わせください。

（3）労働保険関係

ア 審査要領

経常 JV の全ての構成員又は特例組合及び当該特例組合の全ての審査対象組合員が労働保険に加入し、労働保険料に未納がないこと。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…経常 JV の全構成員、特例組合及び全ての審査対象組合員
- ・提出書類……………①平成23年度分の概算・確定労働保険料申告書の写し（青森労働局発行のもの）
（労働保険組合に加入している場合は、労働保険組合の納入通知書の写し）
……………②労働保険料領収書の写し

※提出書類①及び②の両方を提出して下さい。

※3期で分納している場合は、領収書の写しが3期分必要です。なるべくA4版3枚程度に収まるように適宜配置して提出してください。

※労働保険の適用を受けない建設業者である場合。

労働保険の適用を受けない建設業者は、「労働保険の適用を受けない申立書」（参考様式あり）に申請者が記名押印し、提出してください。参考様式によりがたい場合は、適宜申立書を作成し、提出してください。労働保険の適用を受けない者とは、労働者を使用・雇用せず事業を行う者のことです。

（4）社会保険関係

ア 審査要領

経常 JV の全ての構成員又は特例組合及び当該特例組合の全ての審査対象組合員が社会保険に加入し、社会保険料に未納がないこと。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…経常 JV の全構成員、特例組合及び全ての審査対象組合員
- ・提出書類……………社会保険料（健康保険、厚生年金保険）の納入確認書の原本

※単体の建設業者として、別途申請している者の分の書類は写しで可。

※本社所在地を所管する日本年金機構年金事務所（旧社会保険事務所）が発行する直前12か月分の社会保険料の納入確認書を提出してください。納入確認書はできる限り参考様式を使用してください。

※健康保険に関して健康保険組合に加入している場合は、健康保険については、健康保険組合が発行する健康保険料の納付証明書を提出し、厚生年金保険については、年金事務所（旧社会保険事務所）が発行する厚生年金保険の納入確認書を提出してください。

また、納入確認書にかえて直前12か月分の領収書の写しを提出することもできます。領収書の写しを提

出する場合は、なるべくA4版4枚程度に収まるように適宜配置して提出してください。

※社会保険の適用を受けない建設業者である場合。

社会保険の適用を受けない建設業者は、「社会保険の適用を受けない申立書」(参考様式あり)に申請者が記名押印し、提出してください。参考様式によりがたい場合は、適宜申立書を作成し、提出してください。社会保険の適用を受けない者とは、個人事業者で従業員が5人未満の者です。

重要

旧社会保険庁の社会保険事務所は平成22年1月1日から日本年金機構の年金事務所に変わりました。納入確認に関する手続の詳細はそれぞれの年金事務所(旧社会保険事務所)にお問い合わせください。

また、青森県内の年金事務所では納入確認書を原則郵送で受け付けているとのことですので、返信用封筒を添えて、納入確認(申請)書(参考様式あり)を2部年金事務所に提出してください。そのうち1部が納入確認書として返ってきます。

急ぎの場合など詳細は所轄の年金事務所へ直接お問い合わせください。

(5) 消費税及び地方消費税関係

ア 審査要領

経常 JV の全ての構成員又は特例組合及び当該特例組合の全ての審査対象組員が消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…経常 JV の全構成員、特例組合及び全ての審査対象組員
- ・提出書類……………消費税及び地方消費税の納税証明書の原本
 - 法人の場合…納税証明書(様式その3の3)
 - 個人の場合…納税証明書(様式その3の2)

※ 単体の建設業者として、別途申請している者の分の書類は写しで可。

※ 納税地を所管する税務署が発行する納税証明書(原本)を提出してください。法人の建設業者は納税証明書様式その3の3、個人の建設業者は様式その3の2を提出してください。証明日は申請日以前90日以内のものとします。

(6) 有資格技術職員数関係

ア 審査要領

申請しようとする全ての業種において技術職員を2人以上有していないと申請することができません。

土木一式工事又は建築一式工事を申請する場合においては、次に掲げる国家資格を有する技術職員が工事の種類ごとに2人以上いること。

その他の工事を申請する場合においては、有資格技術職員又は実務経験による技術職員が工事の種類ごとに2人以上いること。

○土木・建築における国家資格の一覧 ※工事の種類ごとに2人以上いること。

工事の種類	国 家 資 格
土木一式工事	一級技術職員 一級建設機械施工技士、一級土木施工管理技士、技術士(技術部門を建設部門、農業部門(選択科目「農業土木」に限

		る。)、森林部門(選択科目「森林土木」に限る、水産部門(選択科目「水産土木」に限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」に限る。)とする者
	二級技術職員	二級建設機械施工技士、二級土木施工管理技士(種別「土木」に限る。)
建築一式工事	一級技術職員	一級建築施工管理技士、一級建築士
	二級技術職員	二級建築施工管理技士(種別「建築」に限る。)、二級建築士

イ 提出書類

・提出が必要な方①・・・申請する業種の技術職員数と総合評価値通知書の技術職員数に差異が無い者

・提出書類・・・・・・経営事項審査の総合評価値通知書の写し

※平成24年2月1日現在の技術職員数が経営事項審査の総合評価値通知書に記載された有資格技術職員数と同じである場合は、総合評価値通知書の技術職員数で審査します。

・提出が必要な方②・・・申請する業種の技術職員数と総合評価値通知書の技術職員数に差異がある者

・提出書類・・・・・・様式「青森県建設工事競争入札参加資格審査申請の基本情報」
 ・・・・・・・様式「技術職員調書(第2号様式)」

※基準日(平成24年2月1日)時点で実際の有資格技術職員数と経審の有資格技術職員数とで差異がある場合は、基準日時点での実際の有資格技術職員数で審査しますので、基準日時点での有資格技術職員数で「技術職員調書(第2号様式)」を作成してください。

「技術職員調書(第2号様式)」は、申請する業種が、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、国家資格を有する常勤の技術職員全員(1つの業種について、同一人が一級相当の資格と二級相当の資格の両方を有している場合は、上位(一級相当)の資格の欄のみに○印を記入してください。)について生年月日順(年齢の高い順)に記入し、その他の工事の場合は、常勤の技術職員2人について記入してください。

県内建設業者にあっては、(財)青森県建設技術センターへの登録技術者と一致しなければならないため、忘れずに技術者登録の変更手続きを行ってください。

5 等級決定に係る発注者別評価点の審査要領と提出書類

(1) 発注者別評価点項目一覧

項 目	経常JV	特例組合
(1) 工事成績点	各構成員の工事成績の合計に応じた点数	当該組合及び各審査対象組合員の工事成績の合計に応じた点数
(2) 建設業労働災害防止協会への加入	すべての構成員が加入している場合は、5点	すべての審査対象組合員が加入している場合は、5点
(3) COHSMS評価又はOHSAS18001認証の取得(労働安全衛生マネジメントシステム)	すべての構成員が取得している場合は、10点	当該組合が取得している場合は、10点

(4)	ISO9001認証の取得 (品質マネジメントシステム)	すべての構成員が取得している場合は、10点	当該組合が取得している場合は、10点
(5)	環境マネジメントシステムの認証・取得 ・ISO14001認証取得 ・エコアクション21の認証登録	すべての構成員が取得している場合は、10点 すべての構成員が取得している場合は、5点(ただし、すべての構成員がISO14001認証取得している場合は加点しない。)	当該組合が取得している場合は、10点(ただし、すべての構成員がISO14001認証取得している場合は加点しない。)
(6)	災害対応協力業者 ・「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」関係 ・「災害時における避難所等の管工事(空調設備工事・給排水衛生設備工事)の復旧活動に係る応急対策に関する協定」関係	すべての構成員が協力業者である場合は、土木一式工事、建築一式工事のそれぞれに5点 すべての構成員が協力業者である場合は、管工事に5点	当該組合が協力業者である場合は、加点
(7)	建設業に係る常勤職員数	各構成員の点数の平均値	当該組合及び各審査対象組合員の点数の平均値
(8)	新分野事業への進出	各構成員の点数の平均値	当該組合が進出している場合は、加点
(9)	新規学卒者継続雇用	各構成員の点数の平均値	当該組合が継続雇用している場合は、加点
(10)	障害者雇用	各構成員の点数の平均値	当該組合が雇用している場合は、加点
(11)	工事に係る第三者賠償責任補償保険への加入	すべての構成員が加入している場合は、各構成員の点数の平均値	当該組合が加入している場合は、加点
(12)	除雪業務の受託	すべての構成員が受託している場合は、10点	当該組合が受託している場合は、10点
(13)	指名停止	各構成員が受けた指名停止の期間に応じた減点数の合計値	当該組合が受けた指名停止の期間に応じて減点

(2) 主観的査定要素申告書(第1号様式)

- ・提出が必要な方…主観的査定要素申告書に該当がある経常JVの全構成員、特例組合
 - ・提出書類……………様式「主観的査定要素申告書(第1号様式)」
- 該当する評価項目に○印を記入し、提出してください。

(3) 工事成績点(県内建設業者用) 関係

ア 審査要領

青森県、国土交通省、農林水産省及び防衛省が発注した工事を、県内に本店がある建設業者が元請として受注し、直前4年(平成20年1月1日から平成23年12月31日まで)の間に完成した工事に係る工事

成績点とします。

青森県が発注した工事は、知事部局、警察本部、教育庁(学校施設課発注のみを対象とし、各学校発注は対象外とする。)、公営企業、各公社等(県が50%以上出資しているもの。)及び共済組合(地方職員共済組合青森県支部及び警察共済組合青森県支部)が発注したものとします。ただし、請負金額が250万円以下の随意契約に係る工事は除きます。

国土交通省、農林水産省及び防衛省が発注した工事は、最終請負金額が500万円以上で、かつ施工場所が青森県内であるものに限りします。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…平成20年1月1日から平成23年12月31日までの間に青森県が所管する公社等、国土交通省、農林水産省又は防衛省が発注した工事を元請として請け負った経常 JV の各構成員、特例組合及び各審査対象組員
- ・提出書類……………様式「工事成績一覧表(県内建設業者用)(第6号様式)」

※平成24年度の改正点…契約書(変更契約書も併せて)及び工事成績評定点がわかるものの写しを提出することになりました。(JVの場合は協定書(出資比率がわかる部分)も提出してください。)

(注1)評価対象となりうる工事のみ記入してください。

(注2)最終請負金額は消費税込で記入してください。

(注3)青森県が発注した工事については記載不要です。

(注4)審査上必要が認められる場合は、後日、関係書類の提出を求めることがあります。

(注5)共同企業体(JV)として請け負った工事については、JVとしての請負金額、出資比率、単体分の請負金額(JVとしての請負金額×出資比率)を記入し、請負契約書(契約金額が記載されたページ、変更契約がある場合は変更契約書も必ず提出。)の写し、協定書(出資比率が記載されたページ)の写し及び工事成績評定点のわかるものの写しを添付してください。

(4) 建設業労働災害防止協会への加入関係

ア 審査要領

経常 JV の全構成員、特例組合の全審査対象組員が青森県建設業労働災害防止協会に加入している場合、当該経常 JV 又は特例組合の総合点に5点加算します。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…経常 JV の全構成員、特例組合及び全審査対象組員
 - ・提出書類……………建設業労働災害防止協会加入証明書の写し
- ※建設業労働災害防止協会青森県支部長が証明したものの写しを提出してください。証明日は申請日より3か月以内のものとしします。

(5) 労働安全衛生マネジメントシステム関係

ア 審査要領

経常 JV の全構成員又は当該特例組合が労働安全衛生マネジメントシステムのCOHSMS又はOHSAS18001の認証・登録を受けている場合、当該経常 JV 又は特例組合の総合点に10点加算します。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…経常 JV の全構成員、当該特例組合
 - ・提出書類……………COHSMS評価証の写し又はOHSAS18001登録証の写し
- ※COHSMS評価証は、労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)ガイドラインに基づき建設事業者

が確立した労働安全衛生マネジメントシステムに関し、建設業労働災害防止協会長から交付を受けた評価証の写しを提出してください。

OHSAS18001登録証は、英国規格BS8800をベースとする国際的な認証対象規格である労働安全衛生マネジメントシステムの認証を受けた登録証の写しを提出してください。

(6) ISO9001関係

ア 審査要領

経常 JV の全構成員又は当該特例組合がISO9001の認証・登録を受けている場合、当該経常 JV 又は当該特例組合の総合点に10点加点します。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方・・・ISO9001の認証・登録を受けている経常 JV の全構成員、当該特例組合
- ・提出書類・・・・・・・ISO9001の登録証の写し

※ISO9001登録証は、(財)日本適合性認定協会(JAB)又はJAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証を受けた登録証の写しを提出してください。

基準日(平成24年2月1日)現在で登録済みで、かつ有効なものとします。

(7) 環境マネジメント関係 (ISO 14001、エコアクション 21)

ア 審査要領

経常 JV の全構成員又は当該特例組合がISO14001の認証・登録を受けている場合、当該経常 JV 又は当該特例組合の総合点に10点加点します。

経常 JV の全構成員又は当該特例組合がエコアクション21の認証・登録を受けている場合(ISO14001の認証・登録を受けている者を除く。)、当該経常 JV 又は当該特例組合の総合点に5点加点します。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方・・・ISO14001又はエコアクション21の認証・登録を受けている経常 JV の全構成員、当該特例組合
- ・提出書類・・・・・・・ISO14001又はエコアクション21の認証証の写し

※ISO14001登録証は、(財)日本適合性認定協会(JAB)又はJAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証を受けた登録証の写しを提出してください。

エコアクション21の登録証は、(財)地球環境戦略研究機関持続性センターから認証を受けた登録証の写しを提出してください。

基準日(平成24年2月1日)現在で登録済みで、かつ有効なものとします。

(8) 災害対応協力業者関係

ア 審査要領

(ア)経常 JV の全構成員又は当該特例組合が青森県と社団法人青森県建設業協会との間で締結された「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく平成24年度の協力建設業者となっており、土木一式工事又は建築一式工事を申請した場合、当該経常 JV 又は当該特例組合の当該申請業種それぞれの総合点に5点加点します。

(イ)経常 JV の全構成員又は当該特例組合が青森県と社団法人青森県管工事業協会との間で締結された「災害時における避難所等の管工事(空調設備工事・給排水衛生設備工事)の復旧活動に係る応急対策に関する協定」に基づく平成24年度の協力建設業者となっており、管工事を申請した場合、当該経常 JV 又は当該特例組合の当該申請業種の総合点に5点加点します。

イ 提出書類

提出書類はありません。

(9) 建設業に係る常勤職員数関係

ア 審査要領

経常 JV の各構成員若しくは特例組合又は各審査対象組合員の経営事項審査の審査基準日時点における建設業に係る常勤職員数に応じた次のとおりの数値を当該経常 JV 又は特例組合の総合点に加点します。(ただし、経常 JV にあつては、平均点を加点します。)

建設業に係る常勤職員数が10人以上29人以下	5点
建設業に係る常勤職員数が30人以上49人以下	10点
建設業に係る常勤職員数が50人以上	15点

イ 提出書類

- ・提出が必要な方・・・経営事項審査を受けた際に「建設業に従事する常勤職員その他確認票」を県に提出していない県内の大臣許可業者
- ・提出書類・・・・・・様式「建設業に従事する常勤職員確認票(県内大臣許可業者用)」及び常勤確認資料(原則として健康保険被保険者証の写し及び標準報酬決定通知書の写し)

(10) 新分野事業への進出関係

ア 審査要領

(ア) 新規

経常 JV の構成員又は当該特例組合が直前3年(平成21年1月1日から平成23年12月31日まで)の間に、新たに建設業以外の分野(※1)に進出し、次のいずれにも該当し認定された場合、当該経常 JV にあつては平均点を、特例組合にあつては10点を総合点に加点します。

- 県内建設業者又は新分野事業を営むために設立された企業(県内建設業者が単独又は共同で設立した者)が、申請日まで継続して新分野事業を営んでいること。
- 新分野事業への進出に要する経費(※2)として、300万円以上の支出(※3)を行ったこと、又は新分野事業に係る国・県等の各種制度による事業認定、補助金交付決定もしくは公的融資を受けたこと。

(例)経営革新計画の認定(中小企業新事業活動促進法)、農地リースの協定(農業経営基盤強化促進法)

(イ) 継続

- 経常 JV の構成員又は当該特例組合が新規認定後、継続して新分野事業を営んでおり、継続の申告をした場合、当該経常 JV にあつては平均点を、特例組合にあつては10点を総合点に3年の期間、加点します。継続の申告をしない場合は、加点されません。
- 経常 JV の構成員又は当該特例組合が新規認定から3年経過後、継続して新分野事業を営み、認定を受けた期間中に新分野事業を営む経費(※2)として、3,000万円以上の支出を行った場合、加点の延長を行い、当該経常 JV にあつては平均点を、特例組合にあつては10点を総合点に2年の期間、加点します。

(注1) 単独と共同の両方で新分野事業を営んでいる場合は、いずれか一つを認定します。

(注2) 法人の役員個人が経費を支出している場合は、対象外とします。

(注3) 新規の場合は、面談および現地調査を行いますので、ご協力をお願いします。

(※1) 総務省が定める日本標準産業分類表の大分類が建設業と異なる分野(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業と性風俗関連特殊営業に該

当するものは除く。)とする。

(※2)経費には、人件費、賃借料、材料費等その他の費用を含む。

(※3)共同で事業を営んでいる場合は、構成している各企業がそれぞれ300万円以上の支出を行うこと。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…新分野に進出している経常 JV の構成員又は当該特例組合
- ・提出書類……次の新規・継続の場合に応じた書類

(ア)新規の場合

- a 新分野進出申告書(第3号様式)
- b 新分野に進出したことがわかる書類(該当するものすべて提出)
 - ①登記事項証明書(履歴事項)の写し
 - ②協定書、事業認定書又は補助金もしくは公的融資決定通知書の写し
 - ③個人事業主の所得税確定申告書の写し(申告書第一表、第二表等)
 - ④その他新分野に進出したことがわかる書類(事業案内パンフレット、写真等)
- c 新分野への支出を証明する資料(新分野進出年から直近までのものをすべて提出)
 - ①領収書又は総勘定元帳の写し
 - ②決算等届出書(建設業法第11条関係)の貸借対照表の写し、損益計算書の写し
 - ③消費税確定申告書の写し

※新規の場合は、面談及び現地調査を行いますので、ご協力ください。

(イ)継続の場合

- a 新分野進出申告書(第3号様式)
- b 新分野を継続して営んでいることがわかる直近の書類(事業案内パンフレット、写真等)
- c 新分野への支出を証明する資料
 - ①直前1年の領収書又は総勘定元帳の写し
 - ②直近の決算等届出書の貸借対照表の写し、損益計算書の写し
 - ③直近の消費税確定申告書の写し(申告書、付表2)

(11) 新規学卒者継続雇用関係

ア 審査要領

(ア)新規

経常 JV の構成員又は当該特例組合が新規学卒者を採用し、継続雇用している場合、総合点に次のとおり加点します。(経常 JV にあつては、平均点を加点します。)ただし、上限は15点です。

新規学卒者については、学校教育法に定める下記学校を平成21年2月1日から平成24年1月31日までに卒業した者で、かつ、1年以上継続して同一事業主の下で正規雇用された経験がない者に限ります。

- a 青森県内にある高等学校の卒業者 1人につき5点
- b 大学(短期大学の場合は、建設業法施行規則第1条に定める表の下欄に掲げる学科を修めた者に限る。)又は高等専門学校の卒業者 1人につき5点

(イ)継続

新規学卒者として認定された者を、定期受付の申請日まで継続雇用していること。

年数算定の際の基準日は、平成24年2月1日とします。

- a 青森県内にある高等学校の卒業者 2～3年目1人につき5点、4～5年目1人につき10点
- b 大学(短期大学の場合は、建設業法施行規則第1条に定める表の下欄に掲げる学科を修めた者に限る。)又は高等専門学校の卒業者 2～3年目1人につき10点

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…新規学卒者を継続的に雇用している経常 JV の構成員又は当該特例組合
- ・提出書類……次の新規・継続の場合に応じた書類

(ア) 新規の場合

- a 新規学卒者継続雇用申告書(第4号様式)
- b 卒業証書又は卒業証明書の写し
- c 次のいずれかの書類
 - ①健康保険加入者については、健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し+健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - ②健康保険未加入者については、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し+賃金台帳又は源泉徴収簿の写し
- d 学校教育法に定める学校を卒業後、採用まで1月以上の期間がある者については、その期間に係る経歴書
- e 上記期間に学校教育法に定める学校以外の学校等での修学期間がある場合は、その卒業証書等の写し

(イ) 継続の場合

- a 新規学卒者継続雇用申告書(第4号様式)
- b 次のいずれかの直近の書類
 - ①健康保険加入者については、健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - ②健康保険未加入者については、賃金台帳又は源泉徴収簿の写し

(12) 障害者雇用関係**ア 審査要領**

障害者を雇用している者の総合点に雇用者1人につき5点を加算します。(経常 JV にあつては、平均点を加算します。)ただし、上限は15点です。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…障害者を雇用している者
- ・提出書類

(ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき障害者の雇用が義務付けられている場合

- ①様式「障害者雇用申告書(第5号様式)」
- ②障害者雇用状況報告書の写し(公共職業安定所の直近の受付印があるものに限る。)

(イ) 上記(ア)以外の場合

- ①様式「障害者雇用申告書(第5号様式)」
- ②障害者の障害を証明するものの写し(手帳の氏名・障害の程度がわかる部分)
- ③次のいずれかの直近の書類
 - ・健康保険加入者は、健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - ・健康保険未加入者は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し+賃金台帳又は源泉徴収簿の写し

(13) 工事に係る第三者賠償責任補償保険への加入関係**ア 審査要領**

経常 JV の全ての構成員又は当該特例組合が、工事中及び工事引渡し後に発生した不測の事故で第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することになった場合に補償す

る保険で次の要件を備えた保険に加入している場合、総合点に次のとおり加点します。(経常 JV は平均点を加点します。)

- ・工事中及び工事引渡し後の対人・対物事故を対象とし、下請負人に起因する損害を補償の対象に含むものであること。
 - ・保険期間は1年間以上の包括契約(原則として保険期間中のすべての工事を保険対象とするもの)であること。
 - ・保険期間に基準日(平成24年2月1日)を含むこと。
 - ・発注者責任を担保している保険の場合は、その旨、証明書に記載されていること。
- | | |
|---------------------|-----|
| 補償限度額1千万円以上1億円未満 | 5点 |
| 補償限度額1億円以上 | 10点 |
| 補償限度額1億円以上かつ発注者責任担保 | 15点 |

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…第三者賠償責任補償保険に加入している経常 JV の全構成員又は当該特例組合
 - ・提出書類………第三者賠償責任補償保険加入証明書の原本(参考様式: 第三者賠償責任補償保険加入証明書)
- 保険会社が発行した第三者賠償責任補償保険加入証明書(参考様式あり)を提出してください。
- 参考様式によりがたい場合は、適宜保険会社から加点の要件が明らかにされた証明書の交付を受け、提出してください。

(14) 除雪業務の受託関係

ア 審査要領

経常 JV の全ての構成員又は当該特例組合が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に青森県又は青森県道路公社が管理する道路(臨港道路を含む。)の除雪業務(凍結防止剤散布業務を含む。)に係る請負契約を締結した場合、当該経常 JV 又は当該特例組合の総合点に10点を加点します。

イ 提出書類

提出する書類はありません。

(15) 指名停止関係

ア 審査要領

経常 JV の各構成員又は当該特例組合が直前2年度(平成22年4月1日から平成24年3月31日まで)の間に指名停止を受けた場合、当該経常 JV 又は当該特例組合の総合点から指名停止期間1月につき10点を減点します。(経常 JV の場合は、各構成員の合計値)

指名停止期間は次のとおり算定します。

- (ア)指名停止が2件以上ある場合は、その月数を合計し、端数日がある場合はその日数を合計します。
- (イ)合計した端数日は30日をもって1月として計算し、1月未満の端数がある場合は切り上げて1月とします。
- (ウ)指名停止期間が平成24年4月1日以後も継続するものについては、平成24年4月1日以後の期間を含みます。
- (エ)算定は、平成24年4月1日時点で行います。

イ 提出書類

提出する書類はありません。

6 その他の提出書類

(1) 特例事業協同組合役員名簿（第9号様式）

・提出が必要な方…特例組合

総合点算定にあたり特例計算を用いることとする審査対象組合員について、10社を限度として記入してください。

(2) 特例事業協同組合調書（第10号様式）

・提出が必要な方…特例組合

当該組合及び各審査対象組合員の総合評定通知書の数値を転記してください。技術者数を増減後の数値とする場合は、総合評定通知書の数値ではなく増減後の数値を記入し、第2号様式技術職員調書を作成（単体業者として申請するときに作成した場合は、その写しを提出）してください。

(3) 経常建設共同企業体調書（第11号様式）（経常JV）

・提出が必要な方…経常JV

各構成員の総合評定通知書の数値を転記してください。ただし、単体業者として申請するときに技術者数を増減後の数値とする場合は、総合評定通知書の数値ではなく増減後の数値を記入し、第2号様式技術職員調書の写しを添付してください。

(4) 官公需適格組合証明書

・提出が必要な方…特例組合

経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の写しを提出してください。

(5) 経常JVの結成に係る協定書の写し

・提出が必要な方…経常JV

経常JVの結成に係る協定書の写し（全頁）を提出してください。

第 3 提出方法その他

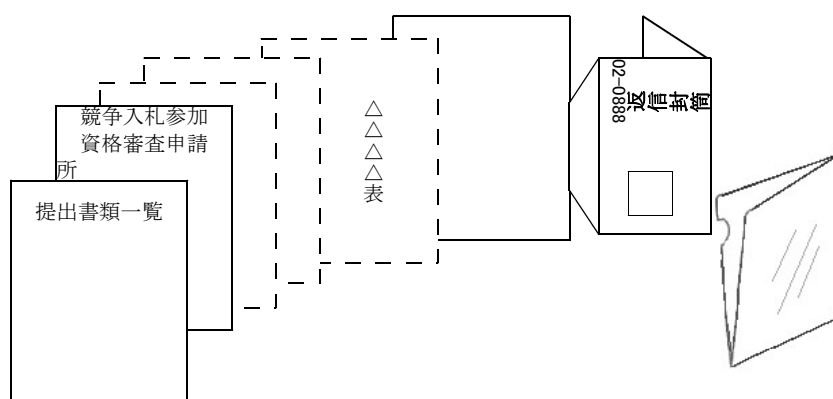
1 提出方法

(1) 提出部数

提出部数は1部とします(提出された書類は返却されません)。

(2) 提出体裁

提出書類項目一覧に記載された順序で提出書類をそろえ、散逸しないようにA4判無色のクリアホルダにはさみ込んでください。(クリップ止め、ホチキス止めはしないでください。)



(A4 サイズ無色透明クリアホルダ)

(3) 提出方法

郵送又は宅配便により送付してください。

下記の宛名ラベルを使用するか、封筒の表面に「建設工事競争入札参加資格審査の申請書類在中」と記入してください。

(申請書類提出先・問い合わせ先)

〒030-8570

青森県青森市長島1-1-1

青森県県土整備部 監理課建設業振興グループ

電話 017-722-1111 (内線 4235)

FAX 017-734-8178

(宛名ラベル) ↓ 切り抜いて申請の際の封筒の宛名としてご利用ください。

〒030-8570

青森県青森市長島1-1-1

青森県県土整備部

監理課建設業振興グループ 行

(建設工事競争入札参加資格審査の申請書類在中)

(4) 返信用封筒の同封

・提出が必要な方…全ての申請者

審査結果通知書を送付するため、封筒(120円切手を貼付けしたA4判が折らずに入る角形 2 号)の表面に返信先の郵便番号、住所、会社名、経常 JV 又は特例組合の名称、担当者氏名を、封筒の耳(蓋)の右

側に建設業許可番号(特例組合の場合のみ)を記入してください。審査結果通知書の発送時期は、6月頃を予定しています。

Diagram of a triangular envelope with the following text and instructions:

- Top flap: (建設業許可番号) 02-088888
- Left side: 120
- Right side: 〒 000-0000
- Center: ○○県○○市○○
- Bottom left: (株) ○○○
- Bottom right: (担当者) ○○○○様

Instructions:

- ←封筒の耳(蓋)の右側に建設業許可番号「大臣・知事コード許可(業者)番号」を記入する。
(例)青森県知事許可は02-088888
国土交通大臣許可は 00-000001
- ←A4判が折らずに入る角形2号封筒(332×240mm)
- ←申請書類提出の際は、二つ折り(山折り)にする。
封筒の耳(蓋)は折らない。
- ←等級決定通知書は必ず申請者(法人であれば本社、支店、営業所又は担当)宛に送付されるように宛先を記入してください。宛先を行政書士等の代理人宛とすることはできません。

(5) 受付確認はがきの同封

受付確認を希望する場合は、50円切手を貼付したはがきの表面に返信先の郵便番号、住所、会社名、経常 JV 又は特例組合の名称、担当者氏名を記入し、裏面に建設業許可番号(特例組合の場合のみ)、「建設工事競争入札参加資格審査申請書類を受付した。」の文言を記入してください。

受付確認は、申請できる要件を備えているか、書類の欠落がないかの形式審査を行い、不備がなかったことを示す通知です。受付確認はがきの発送は、県監理課に申請書類等が到着してから約3週間以内の時期を予定しています。

申請書類が単に県庁に配達されたことの確認が必要な場合は、書留郵便等を利用してください。

申請書類に不備があった場合は、FAX又は電話で連絡し、書類補正後にはがきを発送しますが、はがきを発送した後も、補正を求めることがあります。

(作成例)

はがき(表面)	(裏面)
50 〒 000-0000 ○○県○○市○○ (株) ○○○ (担当者) ○○○○様	(建設業許可番号) 02-088888 (株) ○○○ 建設工事競争入札参加資格審査申請書類を受付しました。 (受付印押印欄)

2 よくある質問

Q1 申請書類の電子データは必要か。

A 必要ありません。申請書類は書面のみで提出してください。

Q2 該当がない様式は該当なしと記入して提出すればいいでしょうか。

A 提出がなければ、該当がないものとして取り扱いますので、提出不要です。

Q3 建設業の許可指令書は不要か。登記簿謄本(全部事項証明書)は不要か。委任状は不要か。

A 全て不要です。

Q4 今回の受付では、電子申請システムは使わないか。

A 今回は電子申請システムによる受付は行いません。

Q5 労働保険は3期に分けてお金を支払っているが、3期分必要か。

A 3期分の領収書をお願いします。

Q6 納税証明書、納入確認書、第三者賠償保険加入証明書は写しでよいか。

A 証明書の関係は写しではなく、原本をお願いします。

Q7 申請者の担当者とはだれか。

A 様式「基本情報」に記入する担当者は入札参加審査の申請について、不明な点があった場合の問合せの窓口として対応してもらえる方をお願いします。

Q8 技術職員調書(第2号様式)について、どのような場合に作成するのですか。

A この調書は、①申請する業種の技術職員数(2人以上)の確認②土木一式工事及び建築一式工事の等級を決定する有資格技術職数の確認に使用しますので、基準日(平成24年2月1日)現在で、総合評定値通知書の技術職員数から増減があった場合に作成します。

詳細については16ページを参照してください。

Q9 国の除雪、市町村除雪は加点対象になりますか。道路以外の除雪は加点対象になりますか。

A ともになりません。

Q10 専門学校、職業能力開発校を卒業、修了した者を雇用した場合は、加点対象になりますか。

A 平成21年2月1日から平成24年1月31日までに学校教育法に定める学校を卒業し、1年以上継続して同一事業主の下で正規雇用された経験がない者を雇用した場合は加点対象となります。

詳細については、22ページを参照してください。

Q11 発注者別評価点項目一覧の中にある災害対応協力業者について、何か証明書を提出する必要はないのですか。

A 発注者別評価点の評価項目のうち「災害対応協力業者」及び「除雪業務の受託」の項目については、県が評価対象者を把握しているため、申請者は証明書等を提出する必要はありません。

Q12 工事に係る第三者賠償責任補償保険について

- (1) 補償限度額が、対人1億円、対物3000万円の場合は、何点加点されるのですか。
- (2) 補償対象がすべての工事となっていますが、すべての公共工事ということですか。
- (3) 経営事項審査の評価項目である「法定外労働災害補償制度」へ加入していると「第三者賠償責任補償保険」でも加点されますか。
- (4) 補償限度額が1000万円～1億円未満で発注者責任を担保していると何点加点されますか。

A

- (1) 対物の補償限度額が3000万円であるため、5点となります。なお、補償限度額1億円の保険とは、対人、対物それぞれの支払限度額（一事故での対人、対物それぞれの支払限度額）1億円のもの、もしくは対人・対物共通支払限度額（一事故での対人・対物合算での支払限度額）1億円のものとします。

※ 保険によっては、対人を身体、対物を財物に読み替えます。

- (2) 請負金額の多寡によらず公共工事・民間工事の両方を対象に含んでいる必要があります。
- (3) いいえ。加点されません。「法定外労働災害補償制度」は、業務や通勤に起因した労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して、労働者災害補償保険法（労災保険法）による労災補償給付とは別に、企業が独自の立場から補償給付の上積みを行う制度であり、「第三者賠償責任保証保険」とは別の制度です。入札参加資格の書類を提出する際は、お間違いのないようにお願いします。
- (4) 5点加点されます。発注者責任の担保の有無により加点に差が付くのは、補償額が1億円以上の保険に限られます。

Q13 新規学卒者継続雇用について、短期大学は、普通科や経営学科は認められるのですか。

- A 土木や建築等の建設業の種類に応じた学科を対象としているため、それ以外の学科は認めていません。

Q14 新分野進出について、前回申請したので、今年は書類を出さなくても自動的に認定されますか。

- A 自動認定はされません。新分野事業を継続して営んでいる写真等の書類や認定後の経費の支出がわかる領収書等により確認する必要があります。継続の手続がなければ、加点されません。

Q15 工事成績点（県内建設業者用）について、記載しなければならない工事の発注者を教えてください。

- A 主なものは次のとおりです。

- ① 加点対象となるが、記載を要しないもの…知事部局、警察本部、教育庁（学校施設課発注のみ）、公営企業、共済組合
- ② 加点対象となり記載を要するもの…国、青森県道路公社、青森県フェリー埠頭公社、青い森農林振興公社
- ③ 加点対象にならないもの…県立学校、独立行政法人、国立大学法人、新産事業団、東日本高速道路（株）

Q16 工事成績点（県内建設業者用）について、「国土交通省、農林水産省、防衛省が発注した工事」とはどういう機関が含まれますか。

- A 主なものは次のとおりです。

- ① 国土交通省…東北地方整備局、青森河川国道事務所、青森港湾事務所、高瀬川河川事務所、浅瀬石川ダム管理所
- ② 農林水産省…東北農政局、津軽農業水利事務所、東北森林管理局
- ③ 防衛省…東北防衛局

青森県県土整備部 監理課建設業振興グループ <http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>
〒030-8570 青森県青森市長島 1-1-1 電話 017-722-1111（内線 4240）、Fax 017-734-8178

（注）電話、来庁による問い合わせ等は、県の休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日））を除く日の 9:00～12:00／13:00～17:00の間でお願いします。